



機構HPのトップページからクリックすると関連情報の照会ができます

令和6年能登半島地震関連情報

令和6年能登半島地震で被災された皆様へ心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈りいたします。

令和6年能登半島地震に係るトピックス

納付金関係のトピックスをご確認ください

随時更新中

②

1月22日 **障害者**
令和6年能登半島地震に伴う障害者雇用調整金等の支給申請期限の延長について

①

1月18日 **障害者**
令和6年能登半島地震による災害に伴う障害者雇用納付金の申告・納付期限の延長について

1月4日 **障害者**
令和6年能登半島地震による災害に伴う障害者雇用納付金の納付猶予手続きについて(地震や大雨など災害の発生に伴う障害者雇用納付金の納付猶予手続きについて)

対象地域、期限等に注意!! (トピックスの詳細を必ずご確認ください)

(ア) 次の指定地域に主たる事務所の所在地を有する事業主が納付するもの

①

指定地域 (令和6年厚生労働省告示第3号により指定)

富山県、石川県

2 延長後の障害者雇用納付金の申告・納付期限について

被災者の状況に十分配慮し、厚生労働省が災害のやんだ日から2か月以内の日を定めることとされており、決定次第、**当機構ホームページにてお知らせ**いたします。

②

(ア) 特定被災区域に主たる事務所の所在地を有する事業主が申請するもの

特定被災区域とは、令和6年能登半島地震に際し、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村の区域をいいます。
(令和6年1月1日現在では新潟県、富山県、石川県及び福井県の適用自治体。)

令和6年能登半島地震にかかる災害救助法の適用について【第2報】

※魚津市、入善町は除外

2 延長後の障害者雇用調整金等の支給申請期限について
令和6年7月1日(月)

機構ホームページ

機構ホーム> 令和6年能登半島地震関連情報➡



<https://www.jeed.go.jp/general/earthquake20240101/index.html>

内閣府 防災情報のページ

災害救助法の適用状況➡



https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html